

**糸魚川市週休 2 日取得モデル工事
(令和 7 年 4 月試行)
実施要領**

令和 7 年 4 月 1 日以降適用

糸魚川市総務部財政課

糸魚川市週休2日取得モデル工事（令和7年4月試行）実施要領

1 目的

建設産業において担い手確保・育成を進めるためには、労働環境の改善等を推進していく必要があります。「働き方改革」が急務となっています。糸魚川市としては、官民一体となった建設産業の「働き方改革」が加速するよう、平成31年度から「週休2日取得モデル工事」の試行を実施してきたところですが、週休2日の浸透を図るため、「週休2日取得モデル工事」を、本要領により試行します。

2 発注方式

発注方式は、受注者希望方式とする。

受注者希望方式とは、通期の週休2日（現場閉所）を必須として、受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日（現場閉所）に取り組む旨を協議した上で取り組む方式である。

3 適用日及び概要

令和7年4月1日以降に入札公告を行う以下の工事に適用する。

項目	概要
対象工事	当初設計額10,000千円以上の土木工事
補正方法	当初設計書に「通期」の4週8休以上の補正を行い、「月単位」を希望して「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「月単位」の週休2日補正係数に設計変更する。 「月単位」を希望して「月単位」の4週8休に満たない場合及び「月単位」を希望せずに「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数のままとする。 「通期」の4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。
特記仕様書	特記仕様書を添付する。

4 試行対象外工事

発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。また、以下に該当する工事は、原則対象外とする。

(1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。

(2) 現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨の協議があり、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に試行対象工事とすることができる。

(例) 現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外とした工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保ができると判断できる場合。

5 用語の定義

(1) 週休 2 日（現場閉所）

ア 月単位の週休 2 日（現場閉所）とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休 2 日（現場閉所）とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間と夏期休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4 週 8 休以上

月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

6 試行の流れ

設計額算出時の週休 2 日に係る補正対象は、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・標準単価・間接工事費率とする。なお、労務費の補正対象は、補正係数一覧表を参照とすること。

(1) 工事発注時

ア 発注者は「通期」の 4 週 8 休以上の現場閉所を達成した場合の標準単価を計上するとともに、該当の補正係数を労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に乗じて予定価格を算出する。補正係数は以下のとおり。

・ 労務費	: 1. 0 2
・ 機械経費（賃料）	: 1. 0 2
・ 共通仮設費率	: 1. 0 2
・ 現場管理費率	: 1. 0 3
・ 市場単価	: 別紙「市場単価の週休 2 日補正係数」による

イ 設計書に「週休 2 日取得モデル工事（令和 7 年 4 月試行）特記仕様書」を添付する。

(2) 工事契約後

ア 受注者は、施工条件を踏まえて「月単位」の希望の有無を決定し、打合せ簿により監督員と協議すること。協議後に、現場閉所日（計画）を設定した計画工程表を作成する。施工条件を踏まえて工期日数が不足する場合は、工期日数の付与について監督員と協議できるものとする。

- イ 受注者は、工事着手前までに計画工程表を提出する。
 - ※ 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないように、留意すること。
 - ※ 「週休2日取得モデル工事」の実施は繰越理由にはならないので、留意すること。
- ウ 課題がある場合は打合せ簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

(3) 施行中

- ア （月単位の場合）監督員は適宜、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認する。
- イ 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。
- ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- エ 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

(4) 現場完了

- ア 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。
- イ 発注者は、工事現場の現場閉所の達成状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

$$\text{現場閉所実施日数 (b)} \geq \text{実施対象期間 (a)} \times \frac{8}{28}$$

(= 実施対象期間 (a) × 8 / 28)

※1 実施対象期間 (a) とは、現場着手日※2から現場完了日※3のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等※4を除いた期間をいう。

※2 現場着手日とは、工事施工区域内で何らかの作業に着手した日をいう。

※3 現場完了日とは、工事施工区域内で全ての作業が完了した日をいう。

※4 年末年始6日・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、以下の期間が含まれる。

- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・ 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間。
- ・ 工事の全面中止期間
- ・ その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【参考イメージ】



※年末年始・夏季休暇等を挟む場合は、対象期間より除くこと。

(5) 設計変更

「月単位」を希望して「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「月単位」の週休2日補正係数に設計変更する。

「月単位」を希望して「月単位」の4週8休に満たない場合及び「月単位」を希望せずに「月単位」の4週8休以上を達成した場合は、「通期」の週休2日補正係数のままとする。

「通期」の4週8休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。

●補正係数の一覧表

	月単位
労務費	1.04
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.03
現場管理費率	1.05
市場単価	別紙「市場単価の週休2日補正係数」による

(6) 竣工検査

ア 受注者は、上記6(4)アで監督員に提出済みの「休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)」を竣工書類に添付する。

イ 受注者は、アンケートに入力し、財政課(代表アドレス)にメールで提出する。

ウ 発注者は、以下のように加点を行う。

※月単位の4週8休相当のみが加点対象となるため、留意すること。

●工事成績の加点内容の一覧表

創意工夫	工程管理	法令遵守、その他
月単位の達成	施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行っている。	提出された工程表が通期の週休2日を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合に、点数を減ずる。
+1点(0.4点)	評価対象項目に○	減点措置